

平成26年度第4回門真市障がい者地域協議会一会議録

開催日時：平成27年2月17日(火)午後2時

開催場所：門真市保健福祉センター 4階
会議室1・2

■会議次第

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) パブリックコメント手続結果について
 - (2) 門真市第3次障がい者計画（最終案）について
 - (3) 門真市第4期障がい福祉計画（最終案）について
 - (4) 門真市第3次障がい者計画・第4期障がい福祉計画策定全体スケジュールについて
 - (5) 門真市障がい者基幹相談支援センターの設置について
 - (6) 南部障がい者相談窓口の廃止について
- 3 その他
- 4 閉会

■配布資料

<事前配布>

協議会次第

委員名簿

座席表

門真市情報公開条例（抜粋）

審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

門真市附属機関に関する条例（抜粋）

門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

門真市第3次障がい者計画（主な修正一覧）

門真市第4期障がい福祉計画（主な修正一覧）

資料1 パブリックコメント手続結果について

資料2 門真市第3次障がい者計画（最終案）について

資料3 門真市第4期障がい福祉計画（最終案）について

資料4 門真市第3次障がい者計画・第4期障がい福祉計画策定全体スケジュールについて

資料5 門真市障がい者基幹相談支援センターの設置について

資料6 南部障がい者相談窓口の廃止について

<当日配布>

追加資料 門真市第4期障がい福祉計画（主な修正一覧追加分）

■出席者

委員：小寺委員、藤江委員、五十野委員、吉川委員、天正委員、西川委員、那須委員、
香西委員、中井委員、東野委員、松田委員、岡村委員、宮口委員

事務局：保健福祉部障がい福祉課 北倉課長、橋課長補佐、池尻課長補佐、奥谷主任、
野口主任、株式会社 ぎょうせい 河野主任研究員

傍聴者：3名

■会議内容

事務局： 本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

ただ今から、平成26年度第4回門真市障がい者地域協議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を担当させていただきます障がい福祉課課長補佐の池尻と申します。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

失礼して、座って司会進行させていただきます。

会議の公開につきましては、本協議会において、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、原則公開の承認をいただいておりますので、公開といたします。

なお、本協議会での会議録につきましては、門真市情報公開条例第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分配慮した上、前文筆記で作成いたします。

また、この会議録は、不開示情報除いて公開するものとなりますのでご了承下さい。

各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承下さい。

また、本協議会での会議録につきましては、審議会等の会議の公開に関する指針第7条に基づき、協議会の終了後、2週間以内に作成いたします。

それでは、早速会議に入らせていただきます。

事務局： ここで委員の出席状況について事務局より報告させていただきます。

事務局： 本日の出席委員は、16名中13名でございます。

門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項により、委員の過半数以上が出席していただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

事務局： 次に、本日の会議資料等についてご確認をお願いします。

本日、配布しております資料は、

追加資料 門真市第4期障がい福祉計画（主な修正一覧追加分）

事前に郵送しております資料は、

協議会次第

委員名簿

座席表

門真市情報公開条例（抜粋）

審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

門真市附属機関に関する条例（抜粋）

門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

門真市第3次障がい者計画（主な修正一覧）

門真市第4期障がい福祉計画（主な修正一覧）

資料1 パブリックコメント手続結果について

資料2 門真市第3次障がい者計画（最終案）について

資料3 門真市第4期障がい福祉計画（最終案）について

資料4 門真市第3次障がい者計画・第4期障がい福祉計画策定全体スケジュール

について

資料5 門真市障がい者基幹相談支援センターの設置について

資料6 南部障がい者相談窓口の廃止について

でございます。

不足等ありましたら、お知らせください。

事務局： それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

会 長： 皆様、こんにちは。

今日が最終の会議になります。

後悔のないように、ご意見等お願いします。

それでは、議事に入ります。

議題1、「パブリックコメント手続結果について」事務局の説明をお願いします。

事務局： 奥谷でございます。

私の方から、議題1、パブリックコメントの手続結果につきまして説明させていただきます。

失礼ですが、座って説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

パブリックコメントにつきましては、昨年12月の第3回本協議会にてご審議いただきました素案について、1月8日から28日までの期間に、市民の方からのご意見を募集させていただきました。

素案の閲覧場所につきましては、障がい福祉課の窓口、情報コーナー、南部市民センター、保健福祉センター、市民プラザ、公民館、文化会館、図書館及び市ホームページとさせていただき、5名の市民の方から計27件のご意見をいただきました。

このご意見に対する市の考え方につきましては、資料1の2ページ以降に記載の通りでございます。このパブリックコメント手続結果につきましては、3月に市HP上にて、公開する予定にしております。

パブリックコメントでいただきましたご意見の中で最も多いのは、3から4ページに記載の防災対策と6ページに記載の短期入所となっております。

防災対策につきましては、実際に災害が発生した時に、障がい者にきちんとした情報が伝わるのか、パニックを起こさず、きちんと避難できるのか、災害等に備えて、避難訓練を実施して欲しいとのご意見がありました。

短期入所につきましては、市内で短期入所が可能な事業所が2箇所しかない現状と養護者も高齢化してきていることから、市内で短期入所が可能な事業所を増やして欲しいという切実な要望が挙がっており、市としましては、事業所の不足は重要な課題として認識し、身近な地域の障がい福祉サービス事業所等に働きかけ、事業所の確保に向けて取り組む旨について、回答しております。

誠に簡単ではありますが、パブリックコメント手続結果につきましての説明は、以上でございます。

会 長： はい、ありがとうございました。

議題1、「パブリックコメント手続結果について」ご質問、ご意見等ございませんか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、次に、議題2、「門真市第3次障がい者計画（最終案）につい

て」事務局の説明をお願いします。

事務局： 続きまして、議題2、門真市第3次障がい者計画（最終案）につきまして説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

この最終案につきましては、前回の本協議会、パブリックコメント、今月9日に開催いたしました第3回庁内委員会よりいただきました意見等を踏まえて作成したものであり、前回の本協議会において説明させていただきました素案を一部修正加筆したものとなっております。

主な修正加筆部分につきましては、門真市第3次障がい者計画（主な修正一覧）に記載の通りでございます。

時間の都合上、この中から、前回の本協議会での意見を反映したものを中心に説明させていただきます。

それでは、門真市第3次障がい者計画（主な修正一覧）をご覧ください。

まず、2ページの1段目、第4章 63 ページの基本目標Ⅰ 共に生きる地域づくり、（2）地域でのふれあい、支え合いの促進の【具体的な取組】に8つ目を追加し、前回の本協議会及びアンケート調査での意見を反映したものとなっております。

次に、2段目、同じく第4章 65 ページの基本目標Ⅱ 障がいのある子どもの教育・育成、（2）学校教育の充実の5行目以降と【具体的な取組】の3つ目を修正し、前回の本協議会、アンケート調査及びパブリックコメントでの意見を反映したものとなっております。

次に、3段目、同じく第4章 69 ページの基本目標Ⅲ 保健・医療の充実、（3）医療体制の充実の【具体的な取組】の2つ目を修正し、第3回庁内委員会での意見を反映したものとなっております。

次に、4段目、同じく第4章 74 ページの基本目標Ⅴ 生活支援の充実、（1）情報提供・コミュニケーション支援の推進の4行目の文章を修正、【具体的な取組】に5つ目を追加し、前回の本協議会及びパブリックコメントでの意見を反映したものとなっております。

次に、5段目、同じく第4章 75 ページの基本目標Ⅴ 生活支援の充実、（2）相談体制・ケアマネジメント体制の充実の【具体的な取組】の4つ目を修正し、第3回庁内委員会での意見を反映したものとなっております。

次に、6段目、同じく第4章 79 ページの基本目標Ⅵ 差別の解消と権利擁護の推進、（3）権利擁護の推進の【具体的な取組】の1つ目を修正し、第3回庁内委員会での意見を反映したものとなっております。

次に、7段目、同じく第4章 81 ページの基本目標Ⅶ 住みよい環境づくり、（1）住みよいまちづくりの推進の【具体的な取組】の2つ目の文章を修正し、前回の本協議会及びパブリックコメントでの意見を反映したものとなっております。

次に、8段目、同じく第4章 82 ページの基本目標Ⅶ 住みよい環境づくり、（1）防犯・防災対策の推進の【具体的な取組】の3つ目の文章を修正し、パブリックコメントでの意見を反映したものとなっております。

修正加筆部分の説明は、以上となります。

なお、前回の本協議会にて、会長、J委員から、第4章 施策の展開の【具体的な取組】に担当課名を記載することについて、ご提案いただきましたが、事務局で検討させていただいた結果、記載しないことといたしました。

理由としましては、障がい福祉課が主体となって策定する計画であるため、市民の方等から問い合わせがあった際には、まずは、障がい福祉課が総合窓口となって、

担当課に繋いでいくことが適切であること、6年間の計画期間中に機構改革によって、担当課が変更になる可能性があること、他計画では、担当課名を記載していないことが多く、他計画との整合性を図る必要があること等から、記載しないという結論に至りました。

また、同じく前回の本協議会にて、J委員から、同じ第4章 施策の展開の【具体的な取組】に優先順位を付けることについて、ご提案いただきましたが、こちらでも、事務局で検討させていただいた結果、記載しております【具体的な取組】はすべて重要な取組と認識しており、計画期間中に、全庁挙げて、すべて、取組んでいく決意でございますので、あえて優先順位は付けないことといたしました。

門真市第3次障がい者計画（最終案）の説明につきましては、以上でございます。

会 長： はい、ありがとうございました。

議題2、「門真市第3次障がい者計画最終案について」ご質問、ご意見等ございませんか。

J委員： 数多くの項目について具体的に整理していただいたが、計画にのっとして円滑に進めていただくことを願うものです。

住みよい町づくり、81頁の関連で、これから何年か後に門真団地の建て替えがある。門真団地の建て替えが実施される中で、公的賃貸住宅なので、障がい者用に何戸供給されるのか、あるいは、障がい者用として相当数の供給があるのか、府への要請をしていますか。

府営住宅等でグループホームとかそういう事業をできるようなスペースはあるのか、その辺りどこまで認識されていますか。

事務局： 府営住宅について、具体的にどの程度障がい者用住宅の戸数があるのかは聞いておりません。

ただ、大阪府のグループホームを増やす取組の中で、府営住宅を活用するかの照会はきています。事業所向けにも発信されていますし、障がい福祉課にも通知がきています。

障がい福祉課も事業所に発信し、有効に活用する旨進めています。

J委員： 建て替えする新築の分ですか。

事務局： 既存の分です。

新しいところの分はしておりません。

J委員： 障がい者がどんどん増えていく中で、既存の維持だけでなく、公的住宅の戸数を増やしていくように府へ申し出る必要があると思うので、手続としてどの課を通じてするのがよいのか、事務局で検討して要請をしていただきたいです。

会 長： 他、ありますか。

K委員： グループホームを作る場合、スプリンクラーの問題があります。

非常に困難なことが課題として挙がっています。

今すでにグループホームに住んでいる人もスプリンクラーの規定が進まないのて困惑している。新しい府営住宅が、全戸スプリンクラーが付いたものを建ててくれ

ないとグループホームとして認めてくれない。

今後、スプリンクラーを障がい支援区分の重い人は、必ず付けないといけないとか、重度の障がい者が入居した場合の規定で、非常に暮らしぶらいことが起きています。

障がい支援区分4でも、1階であればスプリンクラーがなくてもいいとかして市として要望してくれないと、何戸という数字だけでは不十分であります。

入居している人も改修した時には入居できなくなる可能性があります。

新たに建てようと検討している事業所も困惑している。数だけ挙げてもグループホームが増えるのは難しい状況があります。

会 長： いかかですか。

事務局： スプリンクラーの設置について、通知が出ている状況は把握しています。

各市がどのような考え方で取り組んでいくのか、情報交換しながら進めていきたいと考えています。

まだ、助成の活用まで進めていないが、情報提供は事業者に随時しています。

金額の補助も出てくると思うので、検討していきたいと思います。

J委員： スプリンクラーは、一般住宅も新築は消防法等で設置が義務付けられているはずで

す。
新しい建物については、付くものと認識しています。

古い建物については、消防法か市の建築基準法とか思うが、調べた上で対応していただきたいです。

K委員： 門真市として今後グループホームを増やすために、どういう取組ができるかが大事だと思えます。

会 長： 81頁の施策の方向で、地域移行の中で住まいの確保は大きなテーマになりますね。

グループホームを作る場合、消防法など大きな壁があるが、門真市として住宅政策をどうしていくかが問われますね。

サービス付き高齢者向け住宅などで、障がい者が指導が届かないところで住まわれているところもあり、障がい者の人権の視点に立った、ソフト面も含めた監視体制が必要になりますね。

今は監視機能がないので、その辺りも必要かと思うのでお願いしたいです。

他に、よろしいですか。

会 長： 次に、議題3、「門真市第4期障がい福祉計画最終案について」事務局の説明をお願いします。

事務局： 野口でございます。

私の方からは、議題3、門真市第4期障がい福祉計画（最終案）につきまして、説明させていただきます。

資料3をご覧ください。

この最終案につきましては、前回の本協議会、パブリックコメントによりいただきましたご意見並びに大阪府からの指摘を踏まえ、一部修正加筆を行って、作成したものになります。

主な修正加筆部分につきましては、門真市第4期障がい福祉計画（主な修正一覧）に記載の通りでございます。

時間の都合上、この中から、前回の本協議会での意見を反映したものを中心に説明させていただきます。

門真市第4期障がい福祉計画（主な修正一覧）をご覧ください。

まず、1ページの4段目、第2章 21 ページの計画の基本的な考え方におきまして、上から3行の文章及び第4期計画における設定目標の項目、数値、考え方を大阪府の指摘を踏まえて修正しております。

次に、5段目、第3章 24 ページにおきまして、2門真市障がい者基幹相談支援センターの役割を挿入しました。

次に、6段目、同じく第3章 25 ページにおきまして、(1)訪問系サービスの重度訪問介護及び同行援護のサービス内容の文章を大阪府の指摘を踏まえて修正しております。

次に、7段目、同じく第3章 53 ページにおきまして、②自発的活動支援事業の文章を修正し、前回の本協議会での意見を反映したものとなっております。

次に、8段目、同じく第3章 54 ページにおきまして、相談支援事業の内容、及び第4期計画の見込量に「基幹相談支援センター等機能強化事業」を追加しました。

次に、9段目、同じく第3章 56 ページにおきまして、⑥意思疎通支援事業の文章を一部、修正しました。

次に、10段目、同じく第3章 60 ページにおきまして、第4期計画の見込量の4行目から6行目を修正し、前回の本協議会及びアンケート調査での意見を反映したものとなっております。

次に、最後の段の同じく第3章 61 ページにおきまして、第4期計画における移動支援事業の年間見込量を修正し、前回の本協議会、アンケート調査での意見を反映したものとなっております。

続きまして、裏の2ページをご覧ください。

まず、1段目、同じく第3章 66 ページにおきまして、医療型児童発達支援のサービス内容を独立して記載しました。

次に、2段目、同じく第3章 67 ページにおきまして、児童発達支援、医療型児童発達支援、第3期計画の検証の8行目に、「なお、医療型児童発達支援の利用は、ありませんでした。」との文章を追加し、また、第4期計画の見込量4から5行目に、「なお、医療型児童発達支援については、現在、利用がなく、今後においても利用の見込みがないと判断し、見込量は計上していません。」の文章を追加しました。

次に、4段目、同じく第3章 71 ページにおきまして、③門真市障がい者地域協議会の機能強化の17行目から18行目を追加し、前回の本協議会、パブリックコメントでの意見を反映したものとなっております。

修正加筆部分の説明は、以上となりますが、修正加筆部分の追加分としましては、本日配布の追加資料「門真市第4期障がい福祉計画（主な修正一覧追加分）」となります。

この修正一覧追加分につきましては、事務局にて修正したもの及び大阪府の指摘を踏まえ修正したものになります。

なお、前回の本協議会にて、K委員から、第3章事業計画、4地域生活支援事業の②自発的活動支援事業に、しっかり活動ができるよう、目に見える「数値」を入れることについて、ご提案いただきましたが、事務局で検討させていただいた結果、記載しないことといたしました。

理由としましては、大阪府が設定する見込量の設定基準は、有・無であること、今後の市の財政状況の見込が分からず、不透明であるため、活動の支援割合の数値を算出することは、困難であることから、記載しないという結論に至りました。

門真市第4期障がい者計画（最終案）の説明につきましては、以上でございます。

会 長： はい、ありがとうございました。

議題3、「門真市第4期障がい福祉計画最終案について」の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

J委員： パブリックコメントの意見は、切実な願いだと思います。

移動支援は、障がい者の社会参加にとってありがたい制度であるが、利用者には不満もあります。

移動支援について、担当課は何か聞いていることはありませんか。

事務局： 団体で活動される時に多く聞いています。

バス移動時間中の問題や8時間を超える時に、長時間使いにくいということは聞いています。

J委員： バスで1日出かける時は、乗車時間は移動ではないということで、支援が削減されると聞いています。

しかし、乗車時間もヘルパーさんが全く必要ないということは絶対なく、支援を必要とする人も出てくる。トイレの問題もあります。

ここは、もっときめ細かくできるようにして欲しいです。

予算上の問題で出てきていると思うが、予算は障がい福祉課だけで検討するのは難しい。ヘルパー制度について利用者の側に立って、影響を受けていることを訴えて欲しいです。

事業者によっても対応が違っていると聞いており、同じように対応するように指導することも必要ではないかと思えます。

バスで行かなくても、カラオケに行くこともあるが、2時間を超えると1回帰らないといけないということがあり、再度出直してくることになり、ヘルパー自体も負担になると思えます。

障がい者にとって、移動支援は利用者が望む体制にして欲しい。

今は、逆行している。利用したくてもできないのが実態である。

制度が作られて障がい者の社会参加の機会も相当増えておりありがたいが、逆にそのことが不満をおおることのないような制度にして欲しいです。

上司と話合いの場を持ち、時間制限について部で真剣に考えていただきたいです。

会 長： 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

K委員： 移動支援の必要量について調査ができないということで理解しましたが、PDCAサイクルの導入もあり、実数の調査をした場合は、それを反映することについては大丈夫ですか。

会 長： 大阪府も協議会にチェックをかける、府下の市町村から報告を受ける、どの辺りについて府に報告するのですか。

何か様式が、あるのですか。

事務局： 様式はあるようですが、大阪府からまだ報告の仕方や見直しの具体的な内容については出ておりません。
今後何らかの指導はあるとは思っています。

会 長： 計画をスムーズに効率的に達成するためのものであるが、どこでチェックをかけるのですか。
行政間でやり取りするだけですか。

事務局： これまでも、事務局で表を作成し、この協議会でどれくらい増えたかなどを数字で報告させていただいています。
その場の意見をいただく、事務局でも評価の仕方を部会等を通じて検討するなど考えているが、具体的にどのような形でPDCAサイクルの報告をするのかは、まだ固まっておりません。

K委員： 計画の変更も考えるのですか。

事務局： 年に1回は、進捗状況进行评估し、必要に応じて計画の見直しをすることになっています。
府も進捗状況の評価を1回から2回と言っているので、本協議会でも1回から2回はしたいと考えています。

K委員： 個別の評価のための協議会ではなく、今まで通りの協議会に組み込むということですか。
今までの協議会の一部に取り込むのでは、時間が足りないと思うのですが。

事務局： 今のところはそう考えています。

K委員： 地域協議会は、地域の意見を吸い上げる所であったり、不足しているサービスを協議する場であり、時間が足りないと思います。

会 長： 協議はここでを行い、評価するには2回では足りないということですか。
色々議論をしないといけないこともあり、その辺りはどうですか。
2回でクリアできますか。

事務局： 現状2回を検討していますが、差別解消法のこともあり、審議の時間が足りないようであれば、回数については検討させていただきたいと思います。

K委員： 今年度の地域協議会は、計画ばかりの検討になっていた。計画に関して話し合いはあったが、私たちの暮らしをどうしていくかの話し合いができていないか疑問です。
もう少し、門真を良くするために話し合いができる場として、1回位は増やして欲しいです。
今年度は計画の検討に終わっているのが心配ですし、次年度も計画の数値の報告だけで終わる、改善はここまでというのでは不安に思います。

会 長： 本来、協議会は、部会の課題を解決していく場。今年度は計画が2つ重なり、策定が中心になりましたね。

本来の姿ではない。地域の課題を吸い上げる。来年は、その辺りの話し合いの場になるべきものだと思いますね。

他、何かありますか。

会 長： 次に、議題4、「門真市第3次障がい者計画・第4期障がい福祉計画策定全体スケジュールについて」事務局の説明をお願いします。

事務局： 今後のスケジュールですが、資料4「門真市第3次障がい者計画・第4期障がい福祉計画策定全体スケジュール」をご覧ください。

下から2段目以降をご覧ください。

本日、検討していただきました最終計画（案）につきましては、本日の委員会で新たにいただきましたご意見等も踏まえまして、最終補正等を行い、3月に計画内容を確認後、計画書の印刷製本を予定しております。

計画書の冊子につきましては、3月中の配布を予定しております。

会 長： はい、ありがとうございました。

議題4、「門真市第3次障がい者計画・第4期障がい福祉計画策定全体スケジュールについて」の説明が終了しましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

会 長： 次に、議題5、「門真市障がい者基幹相談支援センターの設置について」、議題6、「南部障がい者相談窓口の廃止について」事務局の説明をお願いします。

事務局： 橋でございます。

私の方から、議題5、門真市障がい者基幹相談支援センターの設置について、議題6、南部障がい者相談窓口の廃止について、続けて説明させていただきます。

資料番号5をご覧ください。

門真市障がい者基幹相談支援センターの設置につきましては、平成25年度の門真市障がい者地域協議会にて、26年度中に門真市障がい者基幹相談支援センターの設置する旨ご説明しておりましたが、平成27年3月2日の月曜日に設置することとなりました。

開設場所につきましては、門真市御堂町14-1、門真市保健福祉センター1階で、現在ある門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エスのさらに奥のスペースになります。

このスペースは、これまで福祉機器及び介護用品展示コーナーでありましたが、現在は、当該コーナーとして機能しておらず、何か別の目的で使用できないか考えたところ、この度、障がい者基幹相談支援センターとして活用することとなりました。

開所日につきましては、月から金曜日となります。

対象者につきましては、市内在住の身体・知的・精神難病等種別問わない障がい者・障がい児とその家族等となります。

実施形態につきましては、市より社会福祉法人 門真共生福祉会 ジェイ・エスに委託いたします。

委託業務内容につきましては、下記（1）から（7）となります。

詳細をご説明いたしますと、（1）総合相談機能ということで、身体、知的、精神、難病等の障がい者及び障がい児に対応した相談支援のワンストップ窓口になります。

（2）専門相談機能ということで、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援

するための法律いわゆる障害者総合支援法第 51 条の 14 第 1 項に規定する指定一般相談支援事業者及び障害者総合支援法第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者が困難と感じる事例への後方支援であります。

(3) 相談支援体制強化機能ということで、(2) で説明いたしました事業者への専門的な指導、助言及び人材育成の支援になります。

続きまして、(4) 地域移行・地域定着支援ということで、障がい者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発及び地域生活を支えるための体制整備にかかるコーディネーターになります。

(5) 権利擁護機能ということで、成年後見制度利用支援事業を要する障がい者等への支援になります。

(6) 虐待防止センター機能ということで、門真市障がい者虐待防止センターの運営を行います。

(7) 地域協議会事務局機能ということで、門真市障がい者地域協議会の運営へ協力し、地域の相談機関と支援ネットワークの構築を図ります。

実施体制につきましては、2名で、その内訳といたしましては、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、相談支援専門員又は介護支援専門員のいずれかの資格を所持している、常勤職員1名と資格の有無を問わない、非常勤職員1名となります。

周知につきましては、市広報(1月号)と市HP(1月1日)から掲載しており、実際に開所となる3月にも市広報と市HPにて再度掲載いたします。

その他といたしましては、市では、障がい者の虐待防止相談窓口を設置しておりましたが、当該センターの設置に伴い、相談窓口の中心が当該センターに移管となります。

また、障がい者の虐待防止相談窓口は、24時間受付のため、休日・祝日・夜間などの当該センター開所時間外については、これまで同様市にて対応を行います。

門真市障がい者基幹相談支援センターの役割を図で標記したものが、資料3、門真市第4期障がい福祉計画の24ページに掲載しております。

門真市障がい者基幹相談支援センターの設置についての説明は以上で、ごさいます。

続きまして、資料番号6をご覧ください。

南部障がい者相談窓口の廃止につきまして説明させていただきます。

平成27年3月2日に門真市障がい者基幹相談支援センターを保健福祉センター1階に設置することに伴いまして、平成21年度から南部市民センター内に設置していました南部在住障がい者相談窓口を平成27年2月27日の金曜日をもって廃止いたします。

なお、当該窓口の残業務につきましては、門真市障がい者相談支援センター「ジェイ・エス」及び門真市障がい者相談支援事業所「あん」へ引き継いでいきます。

なお、廃止の周知につきましては、市広報(1月号)と市HP(1月1日)から掲載いたしております。

廃止の理由につきましては、大きく分けて2点ございます。

1点目が、相談窓口の利用者が少ないということです。

開所時間は、祝日・年末年始を除く月から金曜日の10時から16時でありましたが、来所でいうと過去3年の平均で、1日平均1件にも満たないとなっており、業務委託しておりましたジェイ・エスが月から水、あんが木から金曜日で職員を1名ずつ派遣していたのは、非効率であると判断しました。

2点目が、障がいのある方が最初に南部市民センターへ来庁することは、ほとんどない状態であるということです。

身体、知的障がいのある方については、門真市保健福祉センター内のジェイ・エスに、精神障がいのある方については、京阪大和田駅前のあんに、まずは、それぞれ、電話相談があり、必要に応じて、訪問も行っております。

また、精神障がいのある方については、千石東町にある「ボスコ」での相談も可能となっております。

なお、既に市広報及び市ホームページに掲載しておりますが、相談窓口の廃止について知らずに来られる方がおられる可能性もあるため、資料6の裏面のお知らせを南部市民センター内に置かせていただきます。

南部在住障がい者相談窓口の廃止についての説明は、以上でございます。

会 長： はい、ありがとうございました。

議題5、「門真市障がい者基幹相談支援センターの設置について」、議題6、「南部障がい者相談窓口の廃止について」の説明が終了しましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

H委員： ワンストップの意味を教えてください。

事務局： そこで何でも解決するという意味です。

H委員： よそに振られるということはないですか。

事務局： まず、障がい種別にこだわらず相談を聞いて、問題点を整理して支援のできる所を紹介します。

それで、基幹相談ができるときにワンストップと言う言葉ができました。

今までなら、委託の相談事業所がすべての障がい種別に対応できない場合があった、それを無くして、1箇所でも相談を受け、必要な機関等と連携して対応するという意味です。

H委員： もう少し、分かりやすい表現の方がいいのではないですか。

E委員： 基幹型の相談支援センターは、後方支援になります。

ワンストップと言いつつも困難事例は、後方支援するというところで、矛盾しているところもありますが、一旦、基幹で受けるという意味です。

指定相談事業所も平成27年度には、複数立ち上がると聞いています。

指定や委託と一緒に協働して動くのが、基幹の役割、ずっと基幹が担当していたら、本当に基幹が担う業務ができないので。

ワンストップの意味については、もう少し詰めていきたいです。

B委員： 相談の窓口についてですが、実際、地域で障がい者の方が非常にお気の毒な状態になっておられて、保健所などに相談しても、専門のケースワーカーがおられなくて、なかなか緊急に対応してもらえない事があります。

精神障がい者の方の場合、ご本人も危険な状態であったり、近隣にも迷惑が掛かりかねないので、何とか助けてあげたくて奔走した事がありますが、ご本人の意思や家族の同意がないと保護できないと、何か起きてからしかお助けできない現状です。

何かあってからでは遅いので、本人だけでなく近隣の人からの相談も受け付けて

頂けるのでしょうか。

- E委員： 基幹でも指定でも委託でも相談は受け付けます。
24時間対応は、虐待に係る部分です。
それ以外の24時間対応はなく、相談支援事業所は9時から17時半までの勤務時間内です。
一緒にどのように解決していくか、チームを作ってというのが相談支援事業所の役割と考えています。
- K委員： 基幹は、常勤が1名、非常勤が1名ということですが、職員が不在ということは起こらないのですか。
後、南部が廃止になることは残念で、開設の時は南部に相談窓口ができたことと喜んでいて、周知がきちんとできていたのですか。
保健福祉センターは、駅からも遠い、本当は、市役所の中に相談窓口があることがベストと思います。
市役所が広がるのであれば、そこに作っていただけるのなら増設を考えて欲しい。相談窓口が多い方がいいと思います。
その日の内に、対応できる体制にして欲しいです。
- C委員： 南部市民センターに相談に行ったが、担当の人が経験不足とデータが手元にないということで、相談にならなかった現状がある。
ちょっと利用するのは、しんどいなと思いました。
連携を取ってというところが大事だと思います。
スーパーバイザーになる人作りも必要だと思います。
- A委員： この人員体制は十分なのか、基幹がスーパーバイザー機能を持っていないといけません。
また、そういう職員を作るためには、職員が長年居続けることも必要ですね。
最低でも常勤が2名必要ではないかと思えますね。
常勤が1名、非常勤が1名では少ない、1人退職しても何とか対応できる、データも把握して、積み上げられるようにしていく必要がありますね。
成年後見利用支援制度は、門真では障がい者の市長申立が少ない、基幹は申立ができない、市の機能がかなり移ってくるが、やはり市の施策の中で充実してもらうことも必要と考えます。
- E委員： 基幹は人材育成、人で人を支える意味では、いかに門真に福祉のスキルを持った人材を育成していけるかが重要と考えます。
門真に、様々な事業所があるが、それぞれどのような意識を持つか、意識改革も重要と思えます。
基幹は、研修会や事例検討をするのも役割だと思っています。
門真でより良いサービスをしていくためにも、人員育成については、協議会の協力や行政も人員配置や基幹の役割について検討していただきたいです。
- 会 長： 基幹は、スーパーバイザーも含めて連携がかなり大事だと思います。
今年4月に開始される生活困窮者の問題についても連携が重要になってくる。生活困窮者の窓口は、どうなっていますか。

事務局： 生活困窮者の相談窓口は、地域福祉課が社会福祉協議会に委託すると聞いています。同じ、保健福祉センター内なので連携が十分可能と考えております。

A委員： 法施行は4月からになりますが、モデル事業としては今年度からしています。社協では、障がい者の貸付や社協の独自の事業もやっています。市内の事業所からの相談にも乗っています。

会 長： 生活保護との連携はどうですか。

A委員： 生活困窮者事業は、生活保護の水際になると批判がある。地域福祉課とはいろいろ話してきました。

自立できる人に対する支援と、それでも駄目なら次に生活保護ということになります。

今年度も20数件の支援をしています。

社協と生活保護が連携していきます。

会 長： 最後になりますが、その他といたしまして、今後のスケジュールについて、事務局の説明をお願いします。

事務局： 今年度の協議会は、これで終了いたします。

委員の皆様は、3月31日をもって満了となりますことから、4月に入りましたら委員の推薦依頼をさせていただきます。

また、5月には、推薦に基づき委員委嘱をさせていただきたく考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今年度の地域協議会につきましては、計画策定のため、年4回開催いたしましたが、来年度は、通常の年2回、7月、2月の開催を予定しておりますが、今回の意見を踏まえて回数や開催日についても相談させていただきたいと思っております。

会 長： ご質問等ございませんでしょうか。

タイトなスケジュールの中で2つの重要な計画を策定してきました。

後は、冊子ができ上がるのを待つだけとなりました。

それでは、これで本日の協議会を終わらせていただきたいと思います。

皆様、どうもありがとうございました。

(閉 会)